

## JALOP 組合員ポイントサービス利用規約

### 第1条（本規約の目的）

本規約は、JAL 生活協同組合（以下、「生協」という）が発行する組合員証（以下、「JALOP カード」という）を組合員が利用することにより付与される JALOP 組合員ポイント（以下、「ポイント」という）の利用サービスについて定めるものです。

### 第2条（ポイントサービスの対象）

JALOP 売店および食堂のご利用をポイントサービスの対象とします。  
(委託販売および一部商品は除きます)

### 第3条（ポイント付与方法およびポイント券の発行等）

1. 組合員が店舗において、生協が定める商品または飲食（以下、「ポイント付与対象商品等」という）を JALOP カード精算によりご利用いただいた場合にポイントが付与されます。  
(JALOP カードのご利用は名義人ご本人に限ります)
2. ご利用料金 100 円(税抜き)につき 1 ポイントを付与します。(100 円未満の端数は切り捨て) 但し、キャンペーン時の付与についてはその都度定めることとします。  
なお、同一日に割増のポイント付与が設定（毎月ポイント数の割増が決まっているサービスデー、複数のキャンペーン等）された場合は、これらのポイントを合算せず、ポイント数の最も高いものを付与することとします。
3. ポイント付与対象商品等は、別紙のとおりとします。
4. 付与されたポイントが 500 ポイントに達した場合に「JALOP 組合員 ポイント券」（以下、「ポイント券」という）を発行します。なお、500 ポイントに達しないポイントについては、ポイント券および現金等との引換えはいたしません。
5. ポイント残数はご利用時のレシートで確認いただくことができます。  
(それ以外の通知は特にいたしません)
6. ポイントはご利用料金に対して付与されますが、その後、取り消し、返品等があった場合には、所定の方法によりポイントの付与を取り消すこととします。なお、すでにポイント券が発行されている場合には、発行時以降のポイントより減ることとします。  
(ケースによりポイントサービスおよびポイント券のご利用を休止することがあります)
7. JALOP カードを持参いただかない場合は、後日精算によるポイント付与はいたしません。
8. 1 回の購入金額を分割により精算し、ポイント付与を別の会計（次回等）に持ち越す（分割する）ことはできません。
9. ポイントの譲渡・転売はできません。
10. 無効扱いの JALOP カードはポイントサービスの対象外とします。
11. 規約に反する場合はポイントが無効とし、ポイントご利用相当額を請求する場合があります。
12. ポイント付与最終日（ポイント付与対象商品等を JALOP カードで精算いただいた最後の日）から 1 年間ポイント付与対象商品等のご利用（JALOP カード精算）がない場合、獲得した全ポイントは失効します。
13. 生協を脱退した場合は、脱退日をもって既に獲得した未使用のポイントは通知することなく失効するものとします。
14. 通信回線やコンピューター等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失等、ポイント利用に関する障害について、最善を尽くしたうえで発生したものについては責任を負いかねる場合があります。
15. ポイントサービスの提供は JALOP カード利用基準に準じて取り扱います。

### 第4条（ポイント券の利用について）

1. 組合員は発行されたポイント券を第2条で指定した店舗において対象商品の購入にご利用いただくことができます。
2. 獲得されたポイント券は、次回以降の会計時にご利用いただけます。
3. 券面額以上の対象商品を購入される場合は、差額を現金または JALOP カードでお支払い

ださい。

4. ポイント券は、現金との引換えはいたしません。
5. ポイント券を券面額以下の対象商品に使用された場合に釣銭のお渡しはいたしません。
6. ポイント券ご利用により購入された商品のポイント券相当額については、ポイントは付与いたしません。
7. ポイント券の有効期限は、発行日より1年とします。
8. ポイント券を紛失・盗難・破損・汚損・滅失等された場合の再発行はいたしません。
9. ポイント券は、他人への譲渡はできません。
10. ポイントおよびポイント券のご利用に関する最終的な判断は生協が定める条件および方法によって行うものとします。

#### 第5条（JALOP 組合員ポイントサービスの終了）

生協は、次のいずれかの場合には、組合員に対して事前に生協所定の方法で周知することにより、JALOP 組合員ポイントサービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化
  - (2) 法令の改廃
  - (3) その他生協のやむを得ない都合による場合
2. 前項の場合、既に獲得されているポイントは、終了日をもって失効するものとします。また、既に発行しているポイント券は終了日を経過した場合においても第4条に定める有効期限内であれば利用することができます。

#### 第6条（本規約の改廃）

本規約の内容を変更する場合は、生協所定の方法で周知することによって行います。なお、本規約の改廃があった場合、改廃後の規約に従うことを予め承諾するものとします。

JAL 生活協同組合  
2015年9月1日制定